

お知らせ（薬）035
平成30年3月13日

医薬品マスターの改定について

今般、平成30年3月13日付け厚生労働省告示第56号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示第1条」に基づき、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、平成30年3月14日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20180314」に設定し収載しております。

記

新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：2コード）